

解 説**デジタル図書館****8. ディジタル図書館と著作権[†]**名 和 小 太 郎[‡]**1. はじめに**

この解説では、第1に現行著作権制度の枠組みを示し、第2にディジタル図書館をめぐる著作権問題を指摘し、第3にデジタル環境下における著作権管理システムの制度的課題を紹介する。

2. 現行著作権制度の枠組み^①

著作権制度とは「著作物」という情報のプロダクトを物理的なモノと仮想化して組み立てた法的システムである。「著作権」とは、市場において、著作者が自分の著作物の利用を制御できる権利—具体的には著作物の排他的な利用を他人に許諾する権利—である。現行制度は次のような原則を持っている。

(1) 著作物のうち「創造的な表現」が権利の対象となる。まず「創造的」とはコストをかけたこととは等価ではない。したがって、データ（およびデータベースの一部）は著作権を持ち得ない。また「表現」とあるので、非表現であるアルゴリズム、プロセス、システム、プロトコルは著作権を持ち得ない。

(2) 市場で扱われる著作物が対象となる（著作権法では「公けの展示」「公衆への伝達」のように表現される）。したがって、送信者から受信者へポイント・トゥ・ポイントで渡される著作物は対象にならない。

(3) 著作者が制御できるものは、著作権の利用（例、出版）であり、著作物の使用（例、読書）ではない（例外あり）。

(4) 著作者が制御できるのは、権利の産業的な利用のみであり、エンド・ユーザの私的な使用は放置される（例外あり）。

(5) 著作物は、原著作者→第1次寄与者→第

[†] Copyright for Digital Library by Kotaro NAWA (Kansai University).

[‡] 関西大学総合情報学部

2次寄与者→…という一連の流れに沿って流通するが、現行制度は、上流のものが下流のものに対して制御権を持つような構造になっている。したがって、下流のものが上流のものへ寄与するというインタラクティブな行為を許容しない。

(6) 著作権制度の国際的な標準化のためにベルヌ条約が存在する。ただし、この条約は1971年以降改正されておらず、したがって、情報通信技術に関する多くのプロダクト（例、プログラム、データベース、衛星放送、WWW）はこの条約に規定されていない。このようなプロダクトに対する権利保護は、各国が独立に国内法によって部分的に実現しているが、その国際的な標準化は不十分である（3.2.3項参照）。

3. ディジタル図書館をめぐる著作権問題

ディジタル図書館をここでは「ネットワークによってアクセスする電子情報集積システム」と定義する。機能としては、電子的ドキュメント配達システム、データベース・サービス、WWWなどと重なりあう定義である。したがってディジタル図書館に関する著作権問題は、第1にデジタル化された著作物に対する権利保護、第2に通信ネットワーク上の著作物に対する権利保護という2つの問題に還元できる。

3.1 ディジタル著作物の著作権^{②～④}

デジタル化著作物の特徴は、第1に著作物がデジタル化されていること、第2に著作物をデータベース化できること、第3に著作物をハイパーテキスト化できることである。

3.1.1 エンド・ユーザの制御

現在、ディジタル型のコピー機械は低価格となりユーザに拡散している。しかもディジタル複製技術はオリジナルと等価のコピーを繰り返し作れるようにした。このために、ユーザのコピー行為には関知しないという現行制度は見直しを迫ら

れ、デジタル方式の録音録画行為については、ユーザからも著作権使用料を徴収するという制度が制定されている。ただし、現実にはユーザの行為をモニタできないために、コピー機器およびコピー用媒体の販売時に、それらの価格に著作権料を上乗せするという仮想的な著作権料徴収方式をとっている。

3.1.2 カット・アンド・ペーストの制御

著作物のデジタル化は、そのカット・アンド・ペーストを容易にし、したがって2次的の著作物の製作を簡単にできるようにした。たとえば、音楽におけるサンプリング、画像におけるモーフィングなど。このような環境のもとでは、1つの著作物に対して複数の人間が寄与することとなり、著作物の単位や著作者の定義があいまいになってしまった。

3.1.3 データベース化

データは著作権を持たないが、それをデータベース化する行為は著作権を持つことができる。ただしこれはデータの選択や配列に知的行為がある場合に限られる。したがって、コストはかかるが知的行為の加わっていないデータベースは著作権を持たない。ただしECは、このようなデータベースを保護するために、著作権法とは別の新しい権利を1996年に制定した⁵⁾。

3.1.4 ハイパテキスト化^{6)~8)}

ハイパテキストは、現行制度に次のような新しい視点を持ちこむものである。

(1) ドキュメントを分割する。これは在来の著作物が持つ単位と同一性をあいまいにする。これは同一性保持権（著作者人格権の一部）を侵害する行為となる。

(2) 分割されたドキュメント間にリンクを設定する。これが現行制度の引用行為に相当するかどうかについては今後の議論になろう。

(3) 特にハイパテキストのプロトタイプであるXANADUについては、リンク設定者に寄与を認めている。つまり著作者としての権利を与えている。引用に創作性を認めず、さらにユーザのインタラクティブな行為を許容しない現行制度は、これを問題とするだろう。

3.2 通信ネットワーク上の著作権^{2)~4)}

3.2.1 通信型著作物の著作権

現行著作権法には通信ネットワーク上での「伝

送」という概念はない。したがって、現行制度の中でどのような法的ツールをインストールするかが問題になる。通信型著作物を制御するためには次のような提案がある。

(1) 伝送を「頒布権」（著作物の流通を制御する権利）に含めよという提案がある。現行制度は著作物は物理的に占有できるモノ（例、書籍、CD）であり、したがって頒布行為によって著作物の所有者が変わるという前提で作られている。しかし、通信型著作物の場合には、送信者は自分の手元に著作物のコピーを残しながら、受信者に同一のコピーを渡すことができる。つまり伝送によって複製が行われ、コピーは増殖する。この点、現行の頒布権では通信型著作物の増殖を制御できないので、その定義を見直す必要が生じる。

(2) 伝送を「貸与権」（一定期間、著作物を他者に使用させる権利）の拡張として理解せよという提案がある。貸与権は、著作物に対する制御権は貸与者のほうに残っているところが頒布権とは違う。

(3) 伝送を「複製権」に含めよという提案がある。送信の前提には複製があり、したがって複製権（最も普遍的な権利）に送信型頒布権を含めることができるという解釈である。ただしこの場合には、これまで別の権利として行使できた複製権と頒布権が1つの権利に縮退してしまうので、権利者の利益は削減される。

(4) 伝送に「公衆への通信権」「公衆への展示権」という権利を適用せよという提案がある。問題はこの「公衆へ」の解釈にあり、ここには私的集団に属する特定個人は含まれない。この定義では、インターネット・コミュニティに流れる著作物のすべてをカバーすることは困難であろう。

(5) 伝送に「送信権」を設けよという提案がある。日本法はすでにそうなっている。この権利はベルヌ条約には規定されていないので、国際的な標準化に問題がある。

3.2.2 通信ネットワーク管理者の責任^{9),10)}

最近、通信ネットワークに放送形態のアプリケーションが載るようになった。「限定性のある放送」または「公然性のある通信」といわれるもので、BBSがその例である。ここに「何者かが何かを置き、何者かが何かを持ち出す」ということが行われるようになった。この「何か」が著作権

を持つ著作物である場合には、ここに権利侵害行為があることとなり、その責任をだれが持つのかという問題が生じる。

また NetNews で自動更新しているサーバ間で、あるいは WWW で引用しあっているサーバ間で、侵害著作物が伝送されたり引用されたりする場合に、その責任はだれにあるかという問題も未解決である。

3.2.3 準拠法

著作権制度の国際標準化は不十分ながらベルヌ条約で実現している。その原則は、保護は著作物の消費された国の法律で規定し（内国民待遇の原則）、著作権の侵害はその行為のあった国の法廷で判断する（法廷地法の原則）というものである。また、著作物はモノであるという条件によって、越境著作物は国境で確認できるという前提になっている。

電波や通信ネットワークによる越境著作物の出現は在来の発想を無効にしてしまった。衛星放送番組については、現在は発信国主義（発信国が権利処理）がデファクト標準となっているが、通信型著作物については、国境で制御できるという「輸入権」にこれを含ませよという意見がある。ただし、これについては賛否両論がある。

4. 図書館における著作権

現行制度が図書館に認めている複製には、物理的な制約と業務上の制約とがある。前者については、複製できる方法をアナログ型かつパッケージ型（マイクロ写真、フォトコピー）に限っている。後者については、図書館業務の種類に応じて、次のように複製行為を制約している。

(1) ユーザへのサービス業務に対しては、複製を来館者にかぎり、量を制限したうえで認めていた。したがって、利用者からのオンラインによるアクセスを認めていない。

(2) 自館資料のバックアップ業務に対しては、複製を図書館資料の保存のために必要がある場合にのみ認めていた。

(3) 図書館相互間の貸借業務については、複製を原資料の入手不可の場合に貸与側にのみ認めている。しかも、複製の送付については郵送を原則としており、電子的伝送を許してない。

したがって現行制度は、第1に図書館自体の電

子化を許さず、仮にそれが可能になったとしても第2に図書館群のネットワーク化を認めず、さらにこれが可能になったとしても第3に利用者のオンライン・アクセスを妨げる、という構造を持っている。

5. 電子的著作権管理システム^{11)~13)}

電子的著作権管理システム (ECMS=Electronic Copyright Management System) とは、デジタル化した著作物について、著作者～事業者間における契約、および事業者～ユーザ間ににおける著作物の案内、発注、配達、課金などの業務を、ネットワーク上で自動化しようというシステムである。ECMS の基本的な発想は「著作物へのアクセスや使用を防御することではなく、著作物へのアクセスや使用をモニタすること」である。

5.1 制度的問題点^{6),10)}

ECMS は次の点において現行制度から外れる性格を持っている。

(1) ECMS は著作物の使用料を、著作物の個別取引ごとにカウントすることを目的としている。このために次のような問題点を生じる。第1に、現行制度は著作物の表現のみを保護するが、ECMS は著作物性のない表現も保護することになる。第2に、現行制度は著作権の利用を管理することになっているが、ECMS は著作物の使用を管理することになる。

ただし、ECMS の実現により、現行制度にある仮想的著作権料徴収方式（前述）は現実に対応した方法によって置換されることとなる。

(2) ECMS はネットワーク上の著作物の有償・無差別な流通を目的とするものである。したがって、ここに著作者の恣意的な意思が介入するような著作物が投入されることはあり得ない。その結果、第1に、著作者は報酬請求権のみを認められ、その許諾権の行使を抑止させられる。第2に著作権使用料をビット単位で課金するため、著作者は著作物の同一性に対する制御権を放棄せざるを得ない。つまり著作物に対してユーザは自由な扱い（複製、2次的改変、リンク設定など）が許される。

(3) 現行制度では著作権管理団体は「規制の下での独占」という性格を持っているが、

ECMS はシステムの非営利性を条件としない。

このような ECMS はすでに WWW として、現在、非営利団体、営利団体のいずれによっても設置されている。ハイパーテキストの提案者である T. Nelson は、WWW 上にかけの Xanadu を構築できるという意見を示している¹⁴⁾。

5.2 技術的問題点¹⁵⁾

5.2.1 著作物識別番号¹⁶⁾

著作者が著作物の使用状況をモニタするためには、その著作物に識別用番号を付ける必要がある。この目的のためには、すでにレコード用の番号として ISRC (International Standard Recording Code) が存在している。別にコンピュータ・プログラム用の識別番号として世界知的所有権機構が構想しているものがある。

このような番号を著作物に埋めこんでおけば、それが使用されたときには、なんらかの手段でカウントすることができる。また、それが無許諾で複製されたときには、その事実を追跡できる。

問題は、識別コードを消去、改変、偽造することにあり、この行為をするものに対しては刑事罰を科すべしという提案がある。

5.2.2 著作物防御技術の解除^{2)~4)}

著作物は、これに暗号化など不正使用防御の技術を施して流通させる場合が多い。このような防御技術を迂回、解除する装置を製造、販売するものが生じたとき、そのものに対して刑事罰を科するべきであるという提案がある。

また、ユーザのプライバシーを保護するために、その利用履歴の秘匿は不可欠である。

6. む す び

著作物のネットワーク化やハイパーテキスト化に對しては、現行制度の機能しにくい領域が生じており、現実にはこれをデファクトな業界慣行が代替している。現在、このような環境下で「ウェブラップ契約」(ホームページ上の契約)、「リバース・パッシングオフ」(他者著作物の受入責任)、「リンク濫用」(他者著作物の虚偽的引用)などという概念が出現しつつある¹⁷⁾。

参 考 文 献

- 1) 名和小太郎：サイバースペースの著作権、中央公論社 (1996)。
- 2) 著作権審議会マルチメディア小委員会：ワー

キング・グループ検討経過報告 (1995)。

- 3) CEC: Copyright and Related Rights in the Information Society (1995).
- 4) IITF: Intellectual Property and the National Information Infrastructure (1995).
- 5) European Parliament: Directive 96 on the Legal Protection of Database (1996).
- 6) Samuelson, P. and Glushko, R.: Intellectual Property Right for Digital Library and Hypertext Publishing System, Harvard Journal of Law and Technology, Vol. 6, p. 237 (1993).
- 7) Georgini, J.: Through Seamless Webs and Forking Paths, Brooklyn Law Review, Vol. 60, p. 1175 (1994).
- 8) Norderhaug, T. and Oberding, J. M.: Designing a Web of Intellectual Property, Computer Network & ISDN Systems, Vol. 27, p. 1037 (1995).
- 9) 名和小太郎：ネットワークをめぐる法律問題、情報処理、Vol. 37, No. 2, p. 135 (Feb. 1996).
- 10) 907 F. Supp. 1361 (ND Cal. 1995).
- 11) 森 亮一：ソフトウェア流通の新しい展開、電子工業月報、Vol. 34, No. 8, p. 35 (1992).
- 12) IPCC: The Publisher in the Electronic World, The 3rd IPA International Copyright Symposium (1994).
- 13) マルチメディアソフト振興協会：マルチメディアソフトの権利処理集中管理システムに関する調査研究報告書 (1995)。
- 14) Nelson, T. H.: Xanadu, Information Service & Use, Vol. 14, p. 255 (1994).
- 15) 著作権情報センター：知的所有権の国際的ハーモナイゼーションの推進方策に関する調査、科学技術振興調整費調査研究報告書 (1996)。
- 16) 山中伸一：海外における著作権の動向、情報の科学と技術、Vol. 45, p. 271 (1995).
- 17) Smedinghoff, T. J. (ed) : Online Law, Addison-Wesley Developers Press (1996).

(平成 8 年 1 月 29 日受付)



名和小太郎 (正会員)

1956 年、東京大学理学部物理学科卒業。工学博士。石油資源開発(株)、旭化成工業(株)、(株)旭リサーチセンター、新潟大学法学院を経て、1996 年より関西大学総合情報学部教授。1970 年代前半にコンピュータネットワーク開発に没頭。著書に「技術標準対知的所有権」(中公新書)、「雲を盗む」(朝日新聞社) など。公職として著作権審議会マルチメディア小委員会専門委員、国立国会図書館科学技術関係資料整備審議会委員など。